

## 「法人県民税の課税・非課税判定票」の記載要領

この判定票は、収益事業を行う社会福祉法人、更生保護法人又は学校法人（私立学校法第64条第4項の専修学校及び各種学校を含みます。）が、地方税法施行令第7条の4ただし書の規定により法人県民税の課税上、収益事業に含まれないこととされる範囲を判定する場合に使用してください。

①欄	①欄の金額が零以下となる場合は、②から⑯までの欄の記載は不要です。「課税の判定」欄の「非課税」に○を付けてください。
②欄	当該事業年度中に収益事業から収益事業以外の事業へ支出した金額（法人税明細書別表十四（二）の「同上以外のみなし寄附金額」）を記載してください。
③欄	当該事業年度中に収入した受取配当等の金額で、法人税法上益金不算入とされた金額（法人税明細書別表四の「受取配当等の益金不算入額」の金額）を記載してください。
④欄	当該事業年度中に還付を受け又は充当された金額（法人税明細書別表四の「法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額」及び「所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等」の金額）を記載してください。
⑤～⑦欄	③及び④の欄を除く当期中に収入した金額で法人税法の所得の計算上益金不算入とされた金額（法人税明細書別表四で減算した金額）を記載してください。
⑨欄	損金算入限度額を超えた寄付金（法人税明細書別表四の「寄附金の損金不算入額」の金額）を記載してください。
⑩欄	法人税法の所得の計算上損金不算入とされた法人税の額（法人税明細書別表四の「損金経理をした法人税、地方法人税及び復興特別法人税」及び「損金経理をした納税充当金」のうち、法人税額に充てる金額）を記載してください。
⑪欄	当該事業年度中に損金に算入した附帯税及び延滞税（法人税明細書別表四の「損金経理をした附帯税（利子税を除く。）、加算金（延納部を除く。）、延滞金及び過怠税」の金額）を記載してください。
⑫～⑭欄	⑨から⑪までの欄を除く当期中に支出した金額で法人税の所得の計算上損金不算入とされた金額（法人税明細書別表四で加算した金額）を記載してください。
⑰欄	記載すべき金額に1円未満の端数が生じた場合は、端数金額を切り捨ててください。
⑱欄	②欄の金額を記載してください。